参考資料

「中間取りまとめ」における法定外税の新設・変更への関与の見直しの論点と主な意見

【論点1】「法定外税の新設・変更に係る国の関与の必要性」について

(「中間とりまとめ」における整理)中間とりまとめ9ページ

「 法定外税に係る国と地方の協議の意義を積極的に認める立場から、<u>関与の必要性は認めながら、これを縮小していくべきという</u>意見が多く、本研究会としてはその方向で今後さらに議論を進めていきたい。」

(参考)その他の意見

○ 国の関与を廃止すべきとの意見

責任ある首長や議会の判断を尊重する観点や法定外税と同様に地方団体の課税自主権を具現化したものである超過課税については同意を要さないこととのバランスの観点等から、国の関与を廃止すべき。

○ 見直しを急ぐ必要はないのではないかとする意見

現実に即して考えた場合に、法定外税への国の関与はそれほど問題にはなっておらず、見直しを急ぐ必要はないのではないか。

【論点2】「手続面の関与」について

- ① 地方税法に規定する関与(同意付き協議)の見直し
 - 〇 検討の視点
 - ・地域主権の推進する観点、手続に係るコスト、不適当な法定外税が設定されるリスクの最小化の観点から検討すべき。
 - 同意不要の協議とすべきとする意見
 - ・現行の地方税法第261条等を、実体要件と同意を必要としない協議に分けた上で、協議は事前にしっかり制度を検討するために必要なものと位置づけ、同意は要しないこととする(法定外税に係る実体要件を納税者等が訴訟で争える形で設定した上で、それとは別に、国と地方の間で協議をするという制度がさらにあると考えればよい)。
 - 条件つきの同意を考えてもよいのではないかという意見
 - ・附帯意見つきの同意として、附帯意見が満たされなくても同意は有効と考えるものと、条件つきの同意というものを考えてもよいのではないか。
 - 法定外税の性格によって関与のあり方を変えるべきとする意見
 - ・法定外税には負担水準、税収ともに小規模のものが多く、そのような法定外税は、届出制とするなど国への協議は不要とできるのではないか。法定外税の性格によって関与のあり方を変えるべき。ただし、地方団体や特定の地域・企業にとって大きな問題となりかねない法定外税は、案件の性格による同意の要否を整理した上で、国との協議を要するとすべき。
 - ※ 協議のタイミングについては、団体意思の決定前、決定後の両論あった。 その他、届出制とすればよいのではないかとの意見や、地方団体の実態に即した議論をしていかなければならないとの意見があった。

【論点2】「手続面の関与」について

- ② 事後的な是正措置(手続面での関与を縮小した場合、事後的な是正措置を講じる必要があるか)
 - 〇 行政的手続を重視する意見
 - ・個人にとって訴訟は現実的には色々な面でハードルが高く、是正措置として必ずしも有効に機能するとは言えず、せいぜい抑止的な効果にとどまる。実務的に機能するような行政的手続を設ける方が合目的的ではないか。
 - 〇 司法判断を重視する意見
 - ・ある法定外税について、要件はクリアしていてもなお地方税法違反であるという主張が成り立つ場合はあり得、その点を巡っては訴訟にならざるを得ない。
 - ・事後的な司法コントロールという意味から、税負担が重いなど新税に不満がある企業などが訴訟を起こ すことは望ましい。
 - 〇 その他
 - ・同意要件を整備すれば訴訟が減るわけではなく、同意と訴訟リスクとの間には基本的には関係がない。

【論点3】「要件面の関与」について

- ① 現在の不同意要件について
 - 手続面の関与を縮小する場合の要件の明確化
 - ・法定外税が地方税法違反であるとする納税者が事後的に地方税法の条文を根拠にして条例による課税 の違法を訴えることができるような、明確な法定要件を設定すべき。
 - ○「国の経済施策」について
 - ・現在の要件では「国の経済施策に抵触するからこの条例は違法だ」という主張で納税者が争うのは非常 に難しく、納税者の立場から訴訟を起こしやすくするという観点で要件を改めて検討する必要がある。
 - ・要件の意味が不透明であるため、国の利害と対立する法定外税について総務省に不同意圧力がかかっているのではないか。
 - ・「国の経済施策」という表現が拡大解釈されることが危惧されるとしても、要件の具体的な見直しを行うまでの必要な事実がまだ蓄積されていないのではないか。
 - 〇 議論の進め方について
 - ・具体的な要件の議論は、要件をどう位置付けるかという議論(同意をするか否かの要件とするか、納税者が訴訟する時の要件とするか)を整理した上ではないか。

【論点3】「要件面の関与」について

② 廃止すべき要件と新たな要件の追加

- 〇 住民や議会との関係等
 - ・国税又は他の地方税と課税標準を同じくする法定外税についての住民の負担については、住民や議会のコントロールが働くものであり、過重な負担であるか否かについて国の判断を求める必要はない。
 - ・一方で、専ら他の地方団体の住民に負担を求める法定外税など、国の判断を求める必要があると考えられるものについては要件として入っていない。
 - 特定の者に負担が著しく偏るというようなことは避けるための要件を設定すべき。
 - ・法定外税の創設に至る各課税団体の事情を踏まえるべきとの観点から、他の地方団体の住民に対する課税を抑止するための要件設定は慎重に考えるべき。
- 〇 現行の要件を廃止した場合の取扱い
 - ・特定の要件を廃止する場合であっても、廃止した要件について国が地方団体に対して意見を述べることができないと解するべきではなく、国から意見は言えるが、それを理由に不同意にすることはできないと整理すべき。

神奈川県横浜市「勝馬投票券発売税」

団体	名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	税率
神奈川県横浜市	果	勝馬投票券発売税 (法定外普通税)	市内の勝馬投票券 発売所における競 馬法第5条に基づ く勝馬投票券の発 売	市内の勝馬投票券の発売額から次の額に市内の発売割合を乗じて得た額を除いた額 ①勝馬投票券払戻金 ②第1国庫納付金 ③特別給付資金	市内の勝馬投票券発売 所で競馬法第5条に基 づく勝馬投票券の発売 を行う者	100分の5
経緯	平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中中<l>中中中中中中中中中中中中中<l< td=""><td>13年3月30日 総務 (るな 13年4月25日 13年7月24日 横国(め は 13年8月7日 16年2月18日 16年2月25日 16年3月5日</td><td>ととされている国庫系。) 市から国地方係争処理 方係争処理委員会の額 同意が協議を尽くさる 横浜市と協議を行うこ 大臣の不同意の取消し</td><td>党により、畜産振興及び民間社会福祉的付金への配分等に影響が生じること 理委員会に審査の申出(以後7回審証 助告 がになされた点に瑕疵があるため、 ことを勧告) し、協議の再開 る条例を廃止する条例案提出</td><td>とから、国の経済施策に 査)</td><td>照らして適当で</td></l<></l>	13年3月30日 総務 (るな 13年4月25日 13年7月24日 横国(め は 13年8月7日 16年2月18日 16年2月25日 16年3月5日	ととされている国庫系。) 市から国地方係争処理 方係争処理委員会の額 同意が協議を尽くさる 横浜市と協議を行うこ 大臣の不同意の取消し	党により、畜産振興及び民間社会福祉的付金への配分等に影響が生じること 理委員会に審査の申出(以後7回審証 助告 がになされた点に瑕疵があるため、 ことを勧告) し、協議の再開 る条例を廃止する条例案提出	とから、国の経済施策に 査)	照らして適当で

横浜市勝馬投票券発売税の不同意理由

1. 中央競馬により公益目的のために財政資金を確保する仕組は「国の経済施策」に該当すること

国の経済施策とは、経済活動に関して国の各省庁が行うべき特に重要な施策をいうと考えられる。

地方税法第671条第3号の「国の経済施策」には、第1号の重要な租税施策が文理上含まれるため、特定の仕組で財政資金を確保し、これを一定の公益目的のために使用することも「国の経済施策」に含まれうる。

中央競馬は、競馬法及び日本中央競馬会法に基づき、日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)が、畜産振興及び民間社会福祉事業の振興のために財政資金を確保することを目的として、刑法の特例として独占的に行う特別な制度であることから、特に重要な施策として「国の経済施策」に当たると考えられる。

2. 勝馬投票券発売税は「国の経済施策に照らして適当でない」場合に該当すること

競馬会の勝馬投票券の発売金額から払戻金及び経費を差し引いた金額は、国庫納付金に充てることが基本とされている。すなわち、発売金額の10%が国庫納付金とされるとともに、剰余が発生した場合、剰余金の2分の1を国庫納付金として納付し、残りの2分の1を特別積立金として積み立てるべきことが法定されている。

このため、勝馬投票券発売税の課税により、畜産振興及び民間社会福祉事業の振興のために必要な経費に充てることとされている国庫納付金への配分等に影響が生じることとなる。なお、仮に競馬会の施設が所在する地方団体全てが勝馬投票券発売税と同様の課税を行った場合、中央競馬により公益目的のために財政資金を確保する基本的な仕組を損なうことになると考えられる。

したがって、勝馬投票券発売税は、特別の負担を求めるべき合理的な課税の理由がない限り、「国の経済施策に照らして適当でない」と考える。

横浜市の説明で勝馬投票券発売税の課税の理由として挙げられている、「公共法人のうち、収益をあげて活動を行っており、かつ、市域内で行っている活動が、直接、地域住民の生活等の向上を図るものではない法人に対して、相応の負担を求めることとし、広く検討した結果、唯一、日本中央競馬会が該当する」ということは、競馬会に対して特別の負担を求めるべき合理的な課税の理由とは認められない。

以上から、勝馬投票券発売税は「国の経済施策に照らして適当でない」場合に該当するものと考える。

山梨県河口湖町、勝山村、足和田村「遊漁税」

年度	団体名	税目	課税客体	課税標準	税収の使途	納税義務者	税率	適用期間
H 1 2	山梨県 河口湖町 勝山村 足和田村	遊漁税 (法定外 目的税)	河口湖での遊漁行為	遊漁者数	河口湖及びその周辺地域に全のまではの保全の実現の実施設の整備である。公野のを開いる。といるのをは、いいのではないでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、い	遊漁行為を 行う者	1人1日200円	特に定め ない (5年ご とに見直 し)
同意後 <i>0</i> 経過	・平成13年 3月30日 同意 同意後の ・平成13年 7月 1日 条例施行 ・平成15年11月15日 河口湖町・勝山村・足和田村が合併して富士河口湖町になる。							

神奈川県「臨時特例企業税」

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	税率
神奈川県	臨時特例企業税 (法定外普通税)	法人の事 業活動	各課税事業年度における法人の事業税の課税標準である所得の金額の計算上、繰越控除欠損金額を損金の額に算入しないものとして計算した場合における当該各課税事業年度の所得の金額に相当する金額(当該金額が繰越控除欠損金額に相当する金額)	各事業年度の法人事業税の 課税標準である所得の計算 に当たって繰越欠損金に相 当する額を損金に算入した 法人で、当期利益が出てい る資本金額又は出資金額が 5億円以上のもの	3%(特別 法人は 2%)
平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平平	成13年3月21日 成13年6月22日 成13年8月1日 成16年4月1日 成17年10月25日 成20年3月19日 成20年3月31日 成22年2月25日	総臨改横地(東臨東(務時正浜裁法例びと京時京臨地大特条地判人企効し高特高時方臣例例裁決事業果た裁例裁特税に企施に【業税が。に企判例法	業税条例施行 行(税率の引下げ(3%→2%)等) 訴訟の提起 神奈川県 敗訴】 税と臨時特例企業税とは趣旨・目的及び課税 の課税により法人事業税の課税標準につき欠 阻害されることから、臨時特例企業税の課税 と と と 決【神奈川県 勝訴】 企業税を法人事業税とは「別の税目」である の法人事業税に関する規定を実質的に変更す とは解されず、これに違反するということは	損金額の繰越控除を定めた規 は地方税法上の当該規定の趣 とした上で、臨時特例企業税の るものであるとはいえず、これ	定の目的及 旨に反する の根拠条例は、

神奈川県臨時特例企業税条例に係る第1審判決(抄)

第7 当裁判所の判断

- 1 争点(1)(本件条例の適法性及び有効性)について
- (9) 結論

以上のとおり、企業税の課税は、法人事業税の課税標準である所得の計算につき欠損金額の繰越控除を定めた規定(改正前地方税法72条の14第 1項、改正後地方税法72条の23第1項)の趣旨に反し違法であるから、これを定める本件条例は違法である。 (中略)

そして、地方団体は、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができ(地方自治法14条1項)、地方税法の定めるところによって地方税を賦課徴収することができるとされていること(同法2条)に照らせば、上記のような地方税法に違反する租税を創設する条例を制定することは、地方団体の有する条例制定権を超えるものであるから、本件条例は無効というべきである。

X参考

- (8) 企業税が法人事業税に係る規定の趣旨に反するかどうか
- 工 検討

改正前地方税法は、法人事業税の課税標準である所得の計算の方法を規定する一方(同法72条の12、72条の14第1項)、その課税標準の特例を設け、事業の情況に応じ、所得(及び清算所得)によらないで、資本金額、売上金額、家屋の床面積若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員数等を課税標準とし、又は所得(及び清算所得)とこれらの課税標準をあわせ用いることができるものとし(同法72条の19)、その際の税率は、上記課税標準の特例を用いなかったときの税率による場合における負担と著しく均衡を失することのないようにしなければならないものとしていた(同法72条の22第9項)。また、改正後地方税法においては、一定の範囲で法人事業税に外形標準課税が導入されたことに対応して、上記課税標準の特例は、資本の金額又は出資金額が1億円を超え当該外形標準課税の対象となった法人については、廃止された(同法72条の24の4)。

このように、改正前地方税法下では、限定された要件の下で初めて、欠損金額の繰越控除を含めた法人事業税の課税標準の特例が認められていたことからすれば、当該特例の要件を満たす場合以外は常に、改正後地方税法下では、当該特例の適用外とされた法人については常に、欠損金額の繰越控除を含めた地方税法所定の法人事業税の課税標準の規定を全国一律に適用すべきものとする趣旨であると解される。

そして、特定の租税の課税標準は、その租税としての趣旨・目的に基づき、これを税額に具体的に反映させるために特定の課税客体を数値化するものである。そうすると、法人事業税についても、当該趣旨・目的に基づく当該課税客体に対する租税については、地方税法が法人事業税について定めた課税標準の規定に従って当該課税客体を数値化し、これに課税すべきとする趣旨であると解される。すなわち、法人事業税が予定するところの租税としての趣旨・目的及び課税客体に係る租税については、地方税法が法人事業税について定めた課税標準の規定に従い、その規定の目的及び効果を実現したところによって課すべきものとする趣旨であると解される。

そうすると、少なくとも、法人事業税と租税としての趣旨・目的及び課税客体が共通する法定外税の創設によって、全国一律に適用すべき法人事業税の課税標準の規定の目的及び効果が阻害されることになることは、当該課税標準の規定を定めた地方税法の趣旨に反するものといわなければならない。

上記のことは、地方税法が法人事業税につき制限税率を設けていること(改正前地方税法72条の22第8項、改正後地方税法72条の24の7第8項)からも裏付けることができる。すなわち、租税の税額は基本的に課税標準と税率とによって決せられるところ、法が制限税率を設けているのは、単に税率の上限を設けるにとどまらず、一定の課税標準を前提に、これに税率を乗じて得られるところの当該租税の負担の程度に制限を設ける趣旨であると解される。そして、地方税法が法人事業税につき制限税率を設けているのは、上記の課税標準について述べたところと同様に、法人事業税が予定するところの租税としての趣旨・目的及び課税客体に係る租税につき、その租税の負担の程度に制限を設けるという趣旨であると解される。

そうすると、法人事業税と租税としての趣旨・目的及び課税客体が共通する法定外税の創設によって、法人事業税の課税標準の規定の目的及び効果が阻害されることになることは、地方税法が当該租税の負担の程度を制限するため当該課税標準を前提に制限税率を設けていることからしても、同法の趣旨に反するものというべきである。

神奈川県臨時特例企業税条例に係る第2審判決(抄)

第3 当裁判所の判断

- 2 当審における当事者の主張も踏まえながら、企業税を定める本県条例が法人事業税に係る地方税法の規定等に反する違法なものであるかどうかに ついて検討する。(略)
- (7) 本件条例の規定、制定の趣旨等についての検討
- イ 本件条例の制定の目的、趣旨等の検討
- (イ)(前略)企業税は、「県の行政サービスを享受し、かつ、当該事業年度において利益が発生していながら、欠損金の繰越控除により相応の税負担をしていない法人に対し、担税力に見合う税負担を求める」ことを趣旨、目的として「当該事業年度において生じている利益に対して課税する」ものとして創設されたことが認められる。そして、このような趣旨、目的の普通税は、理念としては応益性を考慮しながら課税標準の選択においては応益性をほとんど取り入れていない法人事業税とは別個の、より応益性を重視した性格を有する税目として成り立ち得るものと解される。

そうすると、企業税は、単に法人事業税と異なる外形を整えただけのものではなく、法人事業税を補完する「別の税目」として併存し得る実質を有するものというべきである。そして、前記のような地方税法の理解に立つ限り、法人事業税が捕捉していない客体に担税力を別途見いだして課税することが、非難されなければならない理由はない。②の最終報告書等にいう「繰越欠損金控除の遮断」は、最終的に整理された法定外普通税の創設の動機となったものであり、企業税の実際上の効果を分かりやすく端的に示した言葉にすぎず、これを根拠にして、企業税が法人事業税の課税標準等を変更しようとする実質のもの、あるいは法人税法の規定を潜脱するものとまでいわなければならないとは解し得ない。

被控訴人は、上記最終報告書等が「繰越欠損金控除の遮断」と記述していることなどから、本件条例の趣旨、目的は、法人事業税の課税標準において繰越欠損金の控除がされることを一部認めないようにすることにあるとして、それが企業税の本質であると主張し、被控訴人の提出した意見書等にも同様の意見が述べられている。確かに、本件条例の立案過程において、法人事業税において繰越欠損金の控除がされるために、行政サービスを受けながら税負担を免れる法人が多いことを改善すべきであるという考えに立って、そのためには法人事業税自体につき外形標準課税を導入することが望まれるが、それが実現できない場合には、法人の当期利益のうち繰越欠損金が控除されるために課税できない部分について控訴人の独自の税制を設けて課税することをできるようにすることが検討されたものであり、それを「繰越欠損金控除の遮断」と表現しているものと認められる。そのような独自の税制を設けること自体が許されないのであれば、この試みはまさしく地方税法の潜脱というべきことになるが、それが同法の許容するものであるという解釈に立つ限り、法人事業税においては課税されない当期利益の部分に独自の課税を付加することをもって、同法の潜脱といわなければならないものではない。

(中略)

(エ)以上によれば、本件条例は、地方税法の法人事業税に関する規定を実質的に変更するものであるということはできないから、これと矛盾抵触するものとは解されず、これに違反するということはできないものというべきである。したがって、本件条例が法人事業税の規定を変更するものであることを前提とする被控訴人の主張(法人事業税の課税標準を変更するものであり、制限税率を超えるものであり、同法の要件を満たさない不均一課税であり、同法の要件によらずに外形標準課税を導入するものである)は、いずれも失当である。

岐阜県多治見市「一般廃棄物埋立税」

年度	団体4	內	税目	課税客体	課税標準	税収の使途	納税義務者	税率
H 1 3	岐阜県 多治見	市	一般廃棄 物埋立税 (法定外 目的税)	多治見市内の一 般廃棄物処理施 設に埋立を目的 として市外から 持ち込まれる一 般廃棄物	多治見市内の一 般廃棄物処理施 設に埋立を目的 として市外から 持ち込まれる一 般廃棄物の重量	境基本計画 に基づく環	多治見市内に ある一般廃棄 物処理施設の 設置者(多治 見市を除 く。)	前年度の埋立量が 10万トン以下… 500円/トン 前年度の埋立量が 10万トン超… 750円/トン
同意の際に伝えた項	^余 の∂	ナで	あり、あえ	て法定外税の形式	式をとらなくとも	、両市の円満	な話し合いに。	は実質的に名古屋市 より分権時代にふさ いて十分考慮された
同意後 <i>0</i> 経過	り ・ 引	₹成	14年 4	月29日 同意 月 1日 条例加 月31日 条例如	— : ·			

[※]当税の対象となるのは、名古屋市が設置する一般廃棄物最終処分場(愛岐処分場)のみ。

東京都「宿泊税」

年度	団体名	税目	課税客体	課税標準	税収の使途	納税義務者	税率
H 1 3	東京都	宿泊税 (法定外 目的税)	ホテル又は 旅館への宿 泊行為	ホテル又 は旅館に おける宿 泊数	国際都市東京の魅力を高とともに、観光の振興を図る施策に要する費用	ホテル又は 旅館の宿泊 者	一人一泊について、宿泊料金が ・1万円以上1万5千円未 満のもの…100円 ・1万5千円以上のもの… 200円
	同意の際 に伝えた事 項 本件協議については地方税法の規定に基づき同意するが、主として都外からの来訪者に新たな法 定外税の負担を求める一方で、都内に存する土地に係る固定資産税について独自に減免する措置を 講じることとしており、税に対する信頼を確保する意味からも、本税の実施にあたっては、関係者 の十分な理解を得られるよう努められたい。						
同意後 <i>0</i> 経過		成 1 4 年 成 1 4 年 1	3月29日 0月 1日	同意 条例施行			

福島県「核燃料税」

年度	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	税率
H 1 4	福島県	核燃料税 (法定外普 通税)	発電用原子炉 への核燃料の 挿入	発電用原子炉に 挿入された核燃 料の価額及び重 量	発電用原子炉 の設置者	価額割…核燃料価額の100分の10(改正前100分の7) 重量割…核燃料 1 kgにつき 6,000円(暫定税率) ※本則税率11,000円の適用に は条例改正・再協議が必要
同意にあたって付した意見	い者 税 の必 1 2 こへ本者こ健要つ 本 本付しのこなあて 税課後	あかけ あかけ 関説と発るは お説てや本の 同 あ対情 を対 は協件た 意 るす勢 でに諸 をが に 東るの	‡のように は は は の の が で の が でる は に の の が が た い し た に の の が に も た に も に も た に も に に も に に も に に に に に に に に に に に に に	者が限定的である。 であり、であり、であり、での適方はではではではではではでいた。 はいかにはがいるが、はいではいではいではいではいいが、はいいではいいが、はいいではいいが、はいいが、	がある。 が現ない を存むでする。 を存むでする。 はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい	のであることも考えると、納いては、今後、法定外税制度 めの努力を続けていくことが
同意後の 経過	月10日以 税に対す して納税 上記の	l降も新条例の る理解を求め 者である東京)2について、	D施行を留保す かた。その結果 京電力の了解を 条例の内容の	るとともに継続して、12月25日に東京間 得られたことから、	て東京電力と話 電力の社長が県 12月31日から いったが、平成	条例の課税期間が終了する11 し合いを行い、条例による課 知事と面談し、本件課税に関 条例を施行した。 19年度の次期更新の際には、

東京都豊島区「放置自転車等対策推進税」

年度	団体名	税目	課税客体	課税標準	税収の使途	納税義務者	税率
H 1 5	東京都 豊島区	放置自転 車等対策 推進税 (法定外 目的税)	豊島区の区域 内に所在する 鉄道駅におけ る前年度の旅 客運送	区内に所在する 鉄道駅における 前年度の乗車人 員		鉄道事業者	乗車人員千 人につき7 40円
同意にあたって付した意見	1 税税起よ と像事 場 で う 特しを業去を は で で り で う り で り り り り り り り り り り り り り	にの合て更、鉄示だ5用の協にいに本道しけ月しい議はる格件事なが2なてりますがののですがののですがののですが、種段課業が納6がのです。	は、課税が開発を は、課税が理解の理解の は、ののでは、 は、。 は、 は、。 は、 は、。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	きとと きとと きと きと を き き き き き き き き き き き き	事項に対して、 税る通る自具の がいまい でこしよ転体がいい でこしよ転的がい がいがい がいがい がいがい がいが でいる はいい でき ままいる 基策の がい でき ままいる は だい でき ない でき ない でき いっかい でき は いっかい でき いっかい かい か	的に対 対 が が が が が が が が が が が が が	ま税納の の法か者を が表する が大力車を が大力車を が大力車を が大力車を が大力車を が大力車を が大力車を が、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
同意後 <i>0</i> . 経過	めに 調 転車等駐 込まれた	税時期を1 車対策協議 「自転車等	年延期し、平原 会において協議 の利用と駐輪に	成18年4月からと 義が進み、鉄道事 こ関する総合計画	け、豊島区では、鉄 することとした。 業者から駐車場用: 」が平成18年6月 条例案が可決され	その後、自転車 地を無償提供す に策定されるに	■法に基づく自 トることが盛り

大阪府泉佐野市「空港連絡橋利用税」

年度	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	税率
H 2 3 ~	大阪府 泉佐野市	空港連絡橋 利用税 (法定外普 通税)		関西国際空港連 絡橋を自動車で 通行する回数	関西国際空港 連絡橋の通行 料金を支払う 者	通行する回数 1 往復につき 100円
同意にあ たって付 した意見	を を を は で 1 税 間 の は の の も る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る る る る る る る る る る る る る	め、今後、見いの十分な説は ・の一の通知の住りの ・のがいのは ・のがいのは ・のでで ・ので ・ので ・ので ・ので ・ので ・ので ・ので ・ので ・の	限佐野市におか 月や周知に努め 地方自治法 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ていただきますこと 和22年法律第67号) 記 多数の者が空港連絡 となる空港連絡橋の こと。 徴収義務者となるる	いて、下記のと とをお願いしま 第245条の 4 路橋を利用する の利用者及びそ	おり、納税者をはじめとする
同意後の 経過			けの同意を受け. 皆に指定した。	、4月27日に泉佐里	野市が市条例に	基づき、西日本高速道路株式